

平成31年4月25日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター

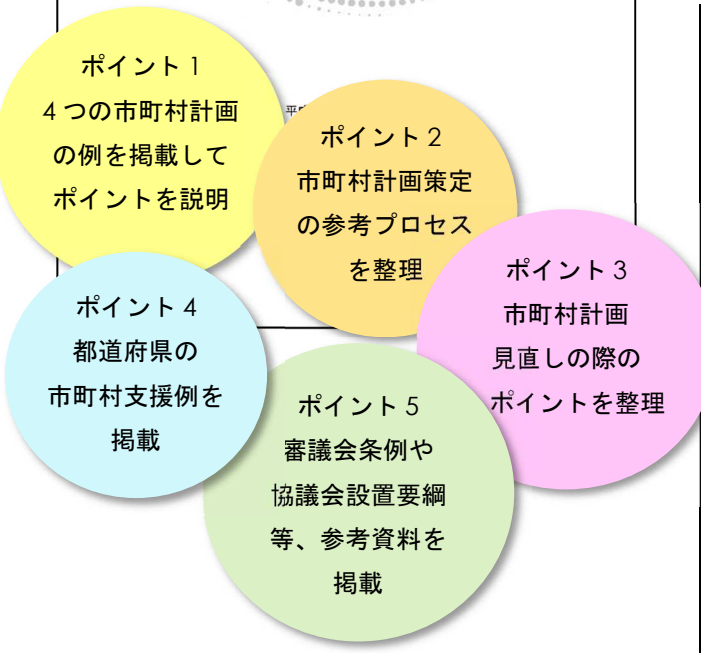
成年後見制度利用促進ニュースレター 第15号

1. 市町村計画策定の手引き & 中核機関の実務の手引きを発行

平成30年度社会福祉推進事業によって、市町村計画策定のための「手引き」、中核機関の実務に役立つ「手引き」がまとめられましたので、ご紹介します。

「市町村 成年後見制度利用促進

基本計画策定の手引き」



➤ 本号の掲載内容

1. 市町村計画策定の手引き & 中核機関の実務の手引きを発行
2. よくあるQ&A「中核機関の設置について要請する通知は発出されていますか？」
3. 各地の取組をご報告いただきました。
4. 【速報】市町村職員を対象とするセミナーを開催します。
5. 【募集】都道府県主催、市町村主催研修に伺います。
6. 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について

成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画策定のための「手引き」（実施主体：一般財団法人 日本総合研究所、委員長 上山泰新潟大学法学部教授）です。

実際に利用促進に取り組んでいる自治体や 社会福祉協議会職員、学識経験者のコラムも参考になります！
p.3～の「地域連携ネットワーク」「チーム」「協議会」についての解説も、わかりやすく書かれています。



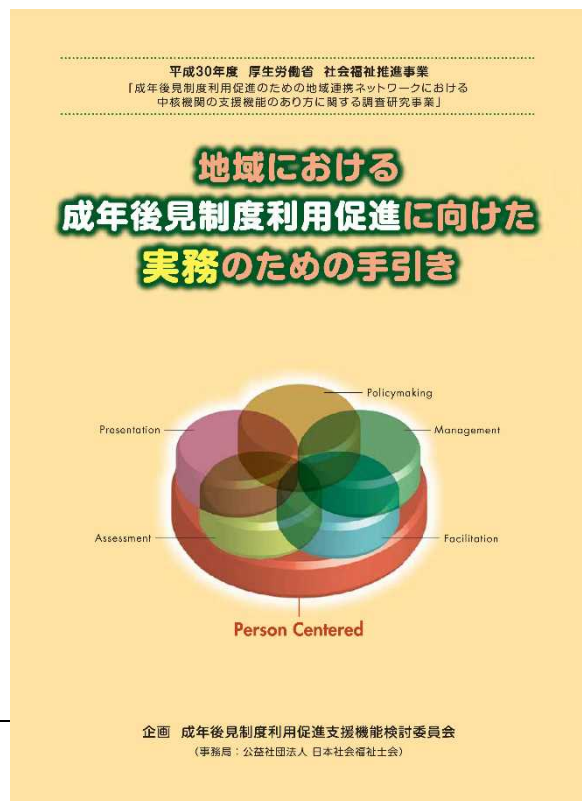
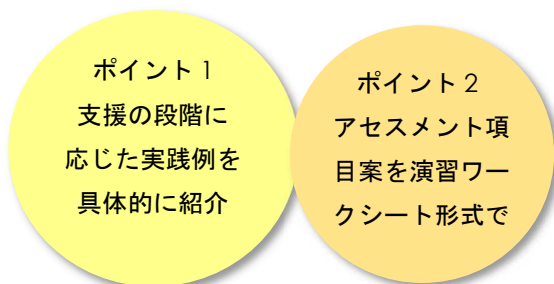
<目次>

I 市町村編	3. 効果的な計画策定のプロセス
1. 市町村計画策定の趣旨	(1) 担当課の決定
(1) 計画策定の法的根拠	(2) スケジュールの決定
(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容	(3) 現状の確認
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画	(4) 課題整理
(4) 計画策定の意義と効果	(5) 計画策定メンバーの決定
(5) 計画策定の流れ	(6) 市町村計画案の作成
2. 市町村計画策定のパターン	(7) 意見の聞き取りと反映
(1) 市町村計画のパターン	(8) 計画の決定と公表
(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合	(9) 協議会への報告
(3) 地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合	(10) 計画の見直し
II 都道府県編	
III 資料	

「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」

自治体や中核機関において権利擁護の支援の実務を行う際に参考となる「手引き」（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会、委員長 新井誠 中央大学法学部教授、一般社団法人成年後見法学会理事長）です。

平成29年度に作成された「[地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き](#)」と連動する形で作成されています。



掲載されている実践例の内容

■ 広報機能

- ◇ 「成年後見サポーターズ」による広報啓発活動（浦安市）
- ◇ 金融機関へのパンフレット配布の取り組み（姫路市）

■ 相談機能

- ◇ 広域設置センターにおける相談受付体制の工夫（上伊那地域）
- ◇ 「福祉まるごと相談」における包括的な相談対応（山形市）
- ◇ 多事業間の連携強化体制（豊田市）
- ◇ 発見・相談の地域連携体制と制度利用までの流れ（品川区）
- ◇ センターにおける専門相談の活用（姫路市）
- ◇ ケース会議への専門職派遣体制（志木市）

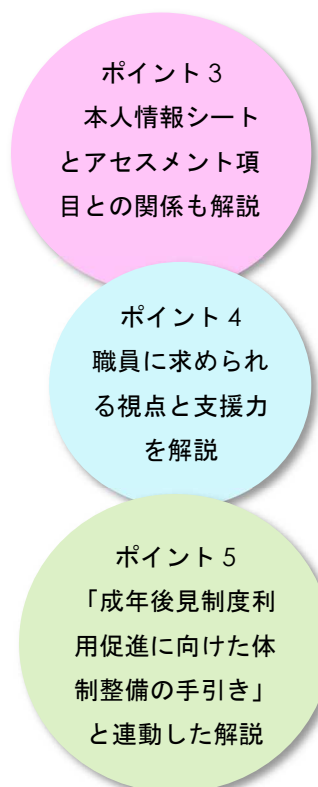
■ 成年後見制度利用促進機能（受任者調整）

- ◇ 受任調整の仕組み（品川区）
- ◇ 後見支援委員会（受任調整会議）（浦安市）
- ◇ 行政・センター・専門職による受任調整会議（豊田市）
- ◇ 社会福祉法人の専門性を活かした市民後見人の新たな展開策（豊田市）

■ 後見人支援機能

- ◇ 市民後見人支援への専門職の関与（大阪市）
- ◇ 「後見人のつどい」による親族後見人等へのサポート（伊賀地域）

※中核機関の事務局機能、進行管理機能、司令塔機能についての実践例も掲載



実践例から、中核機関の実務のイメージをつかむことができるため、これから中核機関を立ち上げる市町村の職員にも役立つ手引きとなっています。どちらの「手引き」も各市町村・都道府県担当者に郵送されており、成年後見制度利用促進室のホームページからも、ダウンロードできます。



2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



Q. 中核機関の設置について、要請する通知は発出されていますか？

4月から成年後見制度利用促進施策の担当に着任し、[成年後見制度利用促進法](#)、[成年後見制度利用促進基本計画](#)には目をとりました。中核機関の設置について要請する通知は発出されていますか？

[「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」](#)（平成29年3月24日付、府成担第5号）によって、都道府県や市町村の役割等が通知されています。これをふまえた上で、市町村に取り組んでいただくことは大きく分けて二つあると言えます。

- ① 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築と「その中核となる機関（中核機関）」の整備
- ② 地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向けた「市町村計画」の策定



基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築は「地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ進めること」とされています。既存の仕組みに法律職や家庭裁判所との連携を付加する形で仕組みを整えることができます。

成年後見制度利用促進基本計画については、今年度が計画の中間年度に当たり、「各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」とされています。本年3月18日に開催された第2回専門家会議では、基本計画に掲げられた各施策等を一層推進する観点から、その進捗状況をより客観的に把握するためにKPI（成果指標）を設定することについて議論がなされました。今後、専門家会議でのさらなる検討を経て、新たな施策を講じる場合や施策を推進するために必要な場合等に、通知等を発出する予定です。

「手引き」が3つありますが、違いは？

上記①の体制整備について知りたい場合は、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体

制整備の手引き」（「体制整備の手引き」）をご覧ください。最初のii～ivページに載っている「用語解説」やp.53, 55, 64, 82, 88の「ポイント解説」は、基本計画を理解する上で、参考になります。

中核機関の「実務」について具体的に理解したい場合は、本号で紹介している「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」（「実務の手引き」）や「体制整備の手引き」のp.72～73を読むと、分かりやすいでしょう。

左記②の「市町村計画」を作成したい場合は、本号でも紹介している「市町村 成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」をご覧ください。「はじめに」や「I市町村編の1.市町村計画策定の趣旨」において、この施策に取り組む意義を示しています。

そもそも、どのような人にどのような時に成年後見制度が必要なのか、具体的なイメージをつかむことが難しいです。

[家庭裁判所が作成しているパンフレット](#)や、[法務省が作成しているパンフレット](#)は、制度の概要を理解するのに役立ちます。このほか、例えば名古屋市成年後見あんしんセンターが発行している「[支援者のための成年後見制度活用ハンドブック](#)」は、制度の概要が具体的に説明されていますし、静岡県・静岡県社会福祉協議会が作成した「[分かりやすい成年後見制度テキスト](#)」にも、具体的な事例での制度説明が掲載されています。

それぞれの地域でどのように広報をするか考える際の参考にすることもできるでしょう。



3. 各地の取組をご報告いただきました。

各地域から、中核機関整備、市町村計画策定、実態把握調査の報告書、パンフレット作成など、さまざまな情報提供をいただいています。各地域の取組をご紹介します。（文責 利用促進室）

「権利擁護センターあじがさわ」が中核機関へ！

過疎化が進む小さな町、青森県鱒ヶ沢町(人口 9,920 人)、深浦町(人口 8,127 人)の 2 町が、鱒ヶ沢町社会福祉協議会「[権利擁護センターあじがさわ](#)」に 4 月から権利擁護支援業務を委託、中核機関としました。

両町、両町社協は平成 28 年度より保証機能事業を含め権利擁護支援について協働研究し、互いの役割についての意見交換を実施、成年後見制度利用促進の広域的な取組を行うことを 2 年間協議してきました。

4 月 15 日、鱒ヶ沢町にて「権利擁護センターあじがさわ第 1 回運営協議会」が開催され、司法、福祉、医療、関係団体、行政関係者等の協議会委員への委嘱状の交付、意見交換が実施されました。

今後は、成年後見制度利用促進だけでなく権利擁護支援制度・事業（日常生活自立支援事業、地域あんしん生活保証事業）を広報機能と相談機能で充実させ、特に相談機能は 1 次相談窓口（行政、地域包括支援センター等）と 2 次相談窓口（権利擁護センターあじがさわ）と連携して、月 1 回の検討・専門的判断会議を実施しながら対応していく予定です。



町長からの委嘱状交付



担当者からの概要説明

中核機関設立元年の 1 年は、地域住民への丁寧な説明と周知・広報活動に全力で取り組むそうです。



「総社市権利擁護センターしえん」が中核機関へ！

岡山県中南部に位置する総社市（人口 68,994 人）は、平成 25 年より総社市社会福祉協議会に「[総社市権利擁護センター“しえん”](#)」を委託しています。

「公的責任による権利擁護」をコンセプトに、権利擁護についての「総合的・ワンストップ」の相談窓口を設置し、成年後見制度利用促進、虐待防止、入居等が困難な方への支援、犯罪被害者支援の 4 つの事業を柱に、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を総合的に行ってきました。

4 月 12 日、「権利擁護支援センター“しえん”」を中核機関と位置づけた設立記念式が開催されました。市長のご挨拶があり、総社市権利擁護センター運営委員長が中核機関の設立趣旨説明を行いました。総社市権利擁護センター運営委員会が、「協議会」の位置づけとされています。



運営委員長からの趣旨説明

現在、総社市では市民後見人を 21 名養成、18 名が名簿登録し、15 名が活動しています。

今後は、成年後見制度の利用者が、より相談しやすい相談窓口を目指すそうです。



千葉県社会福祉協議会が「9つのポイント」をHP掲載

千葉県社会福祉協議会が、「[成年後見制度利用促進の体制整備を進める9つのポイント](#)」を作成し、HPに掲載しています。



千葉県内の市町村支援における活用を目的に、中核機関の業務、体制整備について整理し、9つのポイントで解説しています。

都道府県の役割の重要性が指摘される中、このような県社協による市町村支援も進んできています。



坂井市社協「法人後見立ち上げ事業報告書」をHP掲載

福井県坂井市社会福祉協議会が「[法人後見立ち上げ事業報告書](#)」をまとめ、HPに掲載しています。市や関係機関を交えた検討委員会で、量的な成年後見ニーズ把握に加え「公的に取り組む」理由の確認を行い、当事者や家族、委員等からの意見をふまえ、法人後見や整備すべき中核機関の課題について、分かりやすく整理しています。障害者団体へのインタビュー調査は、当事者の率直な思いがまとめられたものになっています。

この施策にこれから取りかかろう！という新任職員の参考になる、分かりやすい報告です。



利用促進室短信

中核機関や成年後見センターの整備が全国で広がっています。皆様の地域で、「センターを開設した」「中核機関を整備した」「計画を策定した」等のニュースがありましたら、ぜひ利用促進室にメールや電話でお知らせください。皆様の地域の取組が、他の地域の取組の参考になります。ご協力よろしくお願い致します。

4.【速報】市町村職員を対象とするセミナーを開催します。

<p>テーマ： 「市町村の成年後見制度利用促進基本計画と中核機関の整備について」</p> <p>日時：本年7月17日（水）13:00～16:00</p> <p>会場：厚生労働省 三田共用会議所</p> <p>対象：行政職員、中核機関職員（予定含む）等</p>	<p>プログラム： 医政局の研究事業「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」のセミナーとの合同開催です。</p> <p>※6月中旬受付開始予定、詳細次号</p>
---	---

5.【募集】都道府県主催、市町村主催研修に伺います。

成年後見制度利用促進室は、市町村の中核機関整備を支援するため、可能な限り、都道府県主催、市町村主催、社会福祉協議会主催等の研修、連絡会、勉強会での行政説明をお引き受けしています。下記にあてはまる企画があれば、ご相談ください。

受付内容	
<p>時期：本年7～8月頃</p> <p>テーマ：成年後見制度利用促進の取組について 中核機関の体制整備（業務内容、体制整備の方法、予算など）について 市町村の成年後見制度利用促進基本計画について</p> <p>費用：講演料は無料、交通費実費ご負担が原則となっています。 ただし、国補助金等による研修等の場合は、交通費も厚生労働省が負担致します。</p> <p>詳しい内容のご相談については、下記、成年後見制度利用促進室までご連絡ください。</p>	<p>など</p>



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



6. 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について

- 平成31年4月24日に、議員立法により全会一致で「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という。）」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金が支給されます。
- 一時金支給の対象となる方や一時金の請求手続きや相談窓口等につきましては、下記のとおりです。成年後見制度利用促進、権利擁護の関係者・関係機関の皆様におかれましては、相談等に來られた方や成年後見人等の皆様への制度の周知についてご協力をお願いします。

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口へ請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する電話相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

旧優生保護法一時金支給に関する都道府県受付・相談窓口一覧

平成31年4月24日現在

No.	都道府県	窓口	電話番号	No.	都道府県	窓口	電話番号
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	0120-031-711(専用)	25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	077-528-3653
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	017-734-9303 ※専用回線を準備中	26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	075-451-7100(専用)
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県内各保健所	019-629-5456(子ども子育て支援課)のほか県内各保健所 ※専用回線準備中	27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	06-6944-8196(専用)
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	022-211-2322(専用)	28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	078-362-3439(専用)
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	018-860-1431(専用)	29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0742-27-8643(専用)
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	023-630-2459(専用)	30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	073-441-2642(健康推進課)のほか県内各保健所
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	024-521-8205	31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	0857-26-7158
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	029-301-3270(専用)	32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0120-012974(専用) 0852-22-6625(専用)
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	028-623-3064	33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	086-226-7870(専用)
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	027-226-2606	34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	082-227-1040(専用)
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	048-831-2777(専用)	35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	083-933-2946(専用)
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	088-621-2300(専用)のほか県内各保健所
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	03-5320-4206(専用)	37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	087-832-3900(専用)
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	045-210-4727 ※専用回線準備中	38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	025-280-5197	39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	088-823-9727(専用)
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-444-3226(健康課) 076-444-3525(専用 5/20~)	40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	092-632-5175(専用)
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター	41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	0120-525-856(専用)
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 健康福祉センター	0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター	42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	095-895-2445
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	055-223-1360(専用)	43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	096-333-2352(専用)
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	026-235-7143(専用)	44	大分県	旧優生保護法相談窓口	097-506-2760(専用)
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	058-272-0877(専用)	45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0985-26-0210(専用)
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	054-221-3157(専用)	46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	099-286-3374(専用)
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	052-954-6009(専用)	47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	098-866-2215
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	059-224-2260(専用)				

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575

受付時間 9:30~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

